〇国の「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進 を図るための基本的な方針」変更(H28.1.21環境省告示第七号)における 廃棄物の適正な処理に関する目標

平成28年1月21日に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の二第一項の規定に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(以下、「基本方針」という。)が変更された。

基本方針における、廃棄物の適正な処理に関する目標は以下のとおり。

< 廃棄物の適正な処理に関する目標>

1 廃棄物の減量化の目標量

表1 廃棄物の減量化の目標量(平成32年度)

	平成 32 年度目標値	【前計画参考】平成27年度目標値
排出量	一般廃棄物:平成24年度比約12%削減	一般廃棄物:平成19年度比約5%削減
	産業廃棄物:平成24年度に対し増加を約	産業廃棄物:平成 19 年度に対し増加を約
	3%に抑制	1%に抑制
再生	一般廃棄物:約27%に増加	一般廃棄物:約25%に増加
利用率	産業廃棄物:約 56%に増加	産業廃棄物:約53%に増加
最終	一般廃棄物:平成24年度比約14%削減	一般廃棄物:平成19年度比約22%削減
処分量	産業廃棄物:平成24年度比約1%削減	産業廃棄物:平成 19 年度比約 12%削減

また、平成32年度において、一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を500グラムとする。

2 廃棄物の減量化の目標量達成のための取組目標

- ・家庭系食品ロスの発生量を把握している市町村数:43 市町村(平成25年度)→200市町村(平成30年度)
- ・家電リサイクル法上の小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市町村の割合: 約59% (平成25 年度)→100% (平成30 年度)
- ・使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合: 約43% (平成25年度)→80% (平成30年度)

3 一般廃棄物処理施設の整備の目標

- ・中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進。
- ・焼却された一般廃棄物量のうち熱回収可能な施設で処理されたものの量の割合 (平成24年度:約79%)。
- ・発電設備の設置された焼却施設で処理されたものの割合(平成 24 年度:約66%)及び平成32 年度における目標(平成32 年度:約69%)。